

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 2 2 号  
平 成 2 6 年 5 月 1 2 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化について  
暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化については、「暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化について」（平成18年3月30日付け警察庁丁暴発第22号、丁企分発第32号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、この度、「通達（刑事局主管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、生活保護からの暴力団排除対策の推進に向け、関係行政機関との連携強化を図らるたい。

なお、厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県民生主管部（局）長等に対して「暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）」（平成18年3月30日付け社援保第0330002号）が発出されているので、参考まで添付する。

#### 記

### 1 厚生労働省が示した暴力団排除の基本方針等

#### (1) 基本方針

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）については、急迫状況にある場合を除き、生活保護の申請を却下する。

また、生活保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、生活保護の廃止を検討する。

#### (2) 申請等却下の理由

暴力団員については、生活保護適用の要件の判断に当たり、

ア 稼働能力の活用要件を満たさない。

イ 違法・不当な収入を得ている可能性が高く、収入に関する申告が期待できない上、生活実態の把握や資産等に関する調査が困難であり、資産・収入の活用要件を満たしているとの判断ができない。

と認められること。

## 2 警察と福祉事務所等生活保護実施機関との連携強化

### (1) 連絡協議会の設置等による連携の強化

福祉事務所等生活保護の実施機関（以下「実施機関」という。）との定期的な連絡協議会や担当者研修会の開催等により、必要な情報交換等が行える枠組みを確保するとともに、実施機関に対して、暴力団排除の措置が講じられるよう強力かつ継続的な働きかけを行うこと。

### (2) 情報提供に関する基本的な考え方等

#### ア 実施機関からの情報提供依頼

実施機関において、生活保護を申請し、若しくは申請しようとする者又は被保護者（以下「申請者等」という。）が暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する場合であって、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては、実施機関が暴力団員該当性を確認することが困難なときは、実施機関から警察に対し、暴力団員該当性に係る情報提供を求めることがある。

#### イ 情報提供に関する基本的な考え方

暴力団情報の部外への提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）（以下「25年通達」という。）に基づき行われるべきところ、実施機関から、生活保護の申請者等に関して、暴力団員であるか否か、その該当性について情報提供の依頼があった場合には、暴力団員による生活保護の不正受給という犯罪被害の防止や暴力団の資金源の遮断という公益性の観点等から情報提供は可能である。

また、実施機関においては、必要な場合には、申請者等が暴力団員であると判断した根拠について、警察からの情報提供によるものであることを申請者等に告知することも考えられるところ、かような告知を実施機関が行うことは差し支えない旨を厚生労働省との間で申し合わせている。

その他、情報の正確性の担保をはじめ、個別の対応に当たっては、25年通達に基づき適切に対応すること。

#### ウ 実施機関に対する通報等

事件検挙をはじめ、あらゆる警察活動を通じ、暴力団員が生活保護を受給している事実を把握した場合は、可能な限り実施機関にその旨を通報するなど、適切な措置が講じられるよう働きかけること。

### (3) 実施機関に対する積極的な支援

実施機関に対し、暴力行為等に及ぶおそれのある申請者等の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、事態の態様や必要性により、警戒活動や保護対策等適切な措置を講じること。

### (4) 都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

実施機関に対し、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センタ

一」 という。) による不当要求防止責任者講習の受講を推奨し、暴力団等からの不当要求に対する対応能力の向上を図るとともに、暴力団からの離脱を希望する申請者等については、実施機関及び都道府県センターと連携を図り、的確に助言、指導等を行うなど、離脱希望者に対する必要な措置を講じること。

別添

社援保発第0330002号  
平成18年3月30日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

### 暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）

反社会的行為により市民生活の安全と平穏を脅かす暴力団員に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を揺るがすばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

これを踏まえ、暴力団員に対する生活保護の取扱いを徹底するとともに、その実効を期すため、暴力団員該当性に関する情報提供依頼等に関して警察との連携を強化することとしたので、その趣旨について十分に了知するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準としたので申し添える。

また、本通知の内容については、警察庁とも協議済みであり、同庁から都道府県警察本部にも通知されているので、了知されたい。

### 記

#### 1 基本方針

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることがないことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（

平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)は、集団的に又は常習的に暴力団活動(暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

(1) 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない

(2) 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは申請者が暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況(生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。)にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討する。

## 2 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

### (1) 組織的対応

保護を申請し、又は申請しようとする者(以下「申請者等」という。)が、申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合(例:「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合)には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ福祉事務所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所としての指導方針に沿って、これらのケースに対応すること。

なお、査察指導員は、必要に応じ面接に同席することや同行訪問等を行うこと等により、ケースワーカー等を支援するとともに、助言指導を積極的に行い、ケースワーカー等のみにその対応を任せることのないように留意すること。

### (2) 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

① 1に基づく申請の却下の判断及び暴力団員による不正受給事案等の防止のため、申請者等が暴力団員であることが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては福祉事務所が暴力団員該当性を確認することが困難なときには、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受

ける必要がある場合がある。この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第29条に基づくものではなく、生活保護行政上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成12年9月4日付け警察庁丙暴暴一発第14号、別添）に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団排除担当課（以下「警察の暴力団排除担当課」という。）を窓口とすることとし、依頼に際しては、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること（申請者等が暴力団員である蓋然性が高いこと、1に基づき、暴力団員については保護の要件に照らして原則として保護の申請を却下する必要があること、暴力団員による不正受給の未然防止の重要性等）について十分に説明すること。

なお、日頃から管内の保護の動向や暴力団情勢について警察の暴力団排除担当課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮すること。

- ② 申請相談の時点で、申請者等により、実施機関職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能なように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼すること。

また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不当要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めること。

### （3）保護の要件の判断と指導指示の徹底

申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性についての厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

- ① 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、1の基本方針に基づき、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明すること。ただし、法第4条第3項の規定に基づき、急迫状況にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は保護を適用することができるものである。

この場合において、申請却下の理由は、「暴力団員であることから稼働能力活用の要件に適合せず、また資産・収入の活用の要件が確認できないこと」等となることに留意すること。なお、これらの要件の判断に際し、申請者等が暴力団員であると福祉事務所が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

- ② 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、

- ア 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）
- イ 誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）
- ウ 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であって、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断すること。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に対して（２）①に則り再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。

また、暴力団からの離脱を求めるに当たり、申請者等が、所属する暴力団からの離脱妨害や報復等のおそれがある旨を申し立てる場合には、このような行為が暴力団対策法第１６条（加入の強要等の禁止）第２項に該当し得ることを踏まえ、警察の暴力団排除担当課や都道府県暴力追放運動推進センター等に相談を行うよう助言すること。

- ③ ②の結果、保護を適用することとなる場合であっても、保護受給中に自立更生計画書等に反して暴力団活動を行った場合には直ちに保護を廃止する旨明確に指導指示しておくとともに、保護受給中は病状、稼働状況等生活実態の的確な把握に努め、暴力団活動を行っている疑いが生じた場合には、（２）①に則り警察に情報提供を求めるなど関係機関と連携を取ってその実態把握を行うこと。この結果、暴力団活動の事実が認められた場合や、職員の訪問時等に暴力、威嚇行動等を行った場合には、所要の手続きを経て、保護の廃止の措置を講ずること。

なお、具体的に職員に対し暴力行為等が行われた場合には、速やかに警察へ通報する等の手続きをとり、厳正に対処すること。

また、福祉事務所による生活実態の把握等を通じ、保護適用中に、被保護者が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合には、（２）①に則り暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、②に準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止すること。

- ④ 世帯の構成員に暴力団員がいる場合において、当該暴力団員は①のただし書きの規定に該当しないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第１－２－（１）により世帯分離による保護適用を検討すること。

### 3 暴力団員による不正受給事案への対応

暴力団員による不正受給事案については、保護費が暴力団の資金源として用いられることとなり、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告訴や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこと。

#### 4 警察との連携・協力強化のための協議等

##### (1) 警察との協議

2(2)(3)及び3に係る対応時を含め、生活保護行政を適正に推進するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団排除担当課と県本庁保護担当課又は福祉事務所の間で以下の事項等に関して協議等を行うなど、警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ること。

- ① 暴力団員の保護状況（申請者等又は被保護者が暴力団員であった場合の申請却下又は保護廃止の状況を含む。）及び暴力団の動向と対策
- ② 暴力団員受給ケースに関する情報交換
- ③ 保護担当課・福祉事務所と都道府県警察本部・警察署との連携及び協力の在り方
- ④ その他必要な事項（不正受給防止対策等）

##### (2) 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等

都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組への協力・参加等を通じ、関係機関との連携を強化するよう努めること。